

令和7年度 第1回犯罪被害を学ぶ会

令和7年9月10日(水)

午後2時～午後4時

青少年文化センターアートピアホール

1 あいさつ

2 朗読劇・講演

(1)朗読劇「あいみでの…」

～交通犯罪被害者による実体験を元にした朗読劇～

公演:TAV 交通死被害者の会

(2)講演「支援の現場から 二次的被害について」

講師:公益社団法人 被害者サポートセンターあいち

支援活動委員長 小島 きぬ子 氏

3 その他

- ・アンケートご協力をお願い
- ・犯罪被害者等支援にかかる講座のご案内

交通死ゼロをめざして

春と秋の街頭活動&パネル展示

春と秋の交通安全週間には、大阪府門真運転免許試験場と愛知県平針運転免許試験場、滋賀県守山運転免許試験場で、安全運転啓発チラシの配布と被害者パネル展示を行っています。



最も多く人の命を奪っている犯罪、それは「交通犯罪」。ひとりひとりが真正面から交通犯罪に相対したとき、

「交通死ゼロ」は、きっと叶えられます。

さらに、一步推し進めて、交通犯罪による犠牲者ゼロを目指します。

世界道路交通犠牲者の日

1993年、イギリスのNGOロードピースによって「道路交通犠牲者の日」が制定され、その後、ヨーロッパを中心に支持が広がり、2005年10月26日の第38回国連総会で、毎年11月の第3日曜日を「世界道路交通犠牲者の日」とすることが決議されました。当会でも、街頭活動としてこの日に啓発チラシの配布をしています。

知っていますか？

11月の第3日曜日は
「世界道路交通犠牲者の日」

TAV

Traffic Accident Victims Net

事務局

〒541-0044 大阪市中央区伏見町4-4-9
淀屋橋東洋ビル3F

事務所に電話はありません

ご連絡は上記住所にお手紙か、下記アドレスまでEメールをお送りください。

メールアドレス info@tav-net.com
ホームページ <http://tav-net.com/>

主な活動

◇総会 5月第2日曜（大阪市内）

◇各地区交流会

（毎月1回はどこかで交流会）

愛知県	4/6/8/10/12/2月	第1日曜
大阪府	7/9/11月	第2日曜
京都府	2月	第2日曜
滋賀県	4/8/12月	不定期
兵庫県	6/10/3月	第2日曜

◇事務局会議

奇数月の第2土曜日
但し、5月は総会の日の午前中

◇街頭活動

春・秋の交通安全運動期間の日曜日
世界道路交通犠牲者の日（11月第3日曜）

◇懇親会・講演活動 随時

◇行政機関等への意見具申 随時

TAV

Traffic Accident Victims Net
交通死被害者の会

交通犯罪による
死亡・重度後遺障害者の
被害者家族の方へ

（重度後遺障害は神経系統の機能や精神への著しい障害で介護を要する障害に限ります。）

TAVとは

交通犯罪遺族および重度後遺障害者の家族により結成された、交通死被害者の会（TAV）はいかなる政治団体・宗教団体にも属さない思想的な中立な非営利団体です。

活動目標

- ・自助努力による被害者支援
- ・交通犯罪をとりまく現行制度の改善
- ・車中心社会からの脱却
- ・二度と同じ被害者の出ない社会の実現を目指す

設立

1999年3月22日

会は

▶自助努力の会 ▶お問合せは事務局へ

一人で苦しまないで

交通犯罪によって、大切な家族の命を奪われた遺族と、重度後遺障害被害者の家族が運営する、自助努力の会です。いかなる政治、宗教団体からも独立した非営利の活動を行っています。

交通犯罪によって毎年多くの大切な「いのち」が奪われ、あるいは身体が傷つけられています。わが身にふりかかってはじめて、その悲しみや苦しみの深さを知らされます。

私たちは、不幸にしてそうした経験を負わされたものどうし、被害者・被害者遺族が抱えるさまざまな問題と向き合ってきました。会員のそうした経験を活かし、「こころ」のサポートや、被害者の立場に立った法律相談・裁判傍聴支援、司法制度改善に関する各方面への意見具申なども行っています。

定例会

▶ほぼ毎月どこかで ▶自由な交流の場
▶情報の交換 ▶個別相談の受付

心をわちあう

突然の交通犯罪で大切な家族を奪われた悲しみ、自由を奪われた苦しみは耐えうるものではありません。悲嘆の中では周囲との関わりも受け入れることが困難になります。「早く元気になって」などの善意の慰めの言葉にさえ傷つきます。誰にも分かってもらえないという思いから、距離を感じて次第に

社会からも遠ざかりがちになります。

そんなとき、同じ経験をした人々と語り合い心をわちあうことで、孤独感や疎外感を和らげることができます。悲しみや苦しみ、怒りや憎しみ、自責の念などのあらゆる感情、また、不眠などの不定愁訴、記憶力の低下などの心身の変調は、突然深く傷つけられた人には自然なことです。

会に参加すると、自分だけが特別異常になってしまったのではないと実感できます。会では、同じ悲しみ苦しみを知る人どうし、一歩ずつこれから生きられるように支え合っています。



事件の処理

▶記録を残す ▶証拠、遺品を残す
▶目撃者を確保

あきらめないで

交通犯罪においては、被害者が意思表示できなくなってしまうと真実が見えにくくなります。

犯罪であるにもかかわらず、「事故」という扱いのため十分な調査もされないことがほとんどです。そして、加害者の多くは、自分の不利になることは証言しません。

結果として、被害者側の視点が無視されたまま捜査が進められていきます。

悲嘆の中で、葬儀、加害者との関わり、保険会社からの示談交渉などが次々と発生し、心は混乱の極致に達します。その間に、こちらが十分な情報を与えられることもないままに、加害者の処分が決定されてしまいます。

この過程では、信じられないほどの不公平がまかり通り、真実が追及されず、被害者側には満足な情報が知らされない。これが、被害者側を一番苦しめます。

これに対し会では、被害者の立場から、経験にもとづいた対応の仕方をアドバイスしています。また、こうした現状の改善を求める活動も行っています。

裁判支援

▶人任せにしない ▶目的意識をしっかり
▶傍聴支援

被害者の立場から

加害者が公判起訴されると、刑事裁判が開かれます。近年、ようやく刑事司法制度が被害者の方を向きはじめ、遺族としての権利（被害者参加制度等）が徐々に認められるようになってきました。諦めないで意思表示できなくなった家族に代わって、出来る限りのことをしたいと考えて努力される方には、支援を惜しみません。

また、裁判中には、家族だけの孤立感を和らげるためにも、交通犯罪裁判が事務的に処理されることを防ぐ意味でも、会員相互による傍聴支援を呼びかけています。

会員の体験に基づいた、「交通死被害者対策マニュアル」を作成し、相談をお受けした方には無料で提供しています。当会ホームページの「知ってほしい」にて、PDFデータも公開していますので、お役立てください。マニュアルは、適宜改定作業を行い最新版を提供するよう努力しています。

犯罪被害を学ぶ会 支援の現場から 二次的被害について

(公社)被害者サポートセンターあいち
理事 支援活動委員長

小島きぬ子

お話しする内容

- 1 犯罪被害に遭うということ
- 2 二次的被害について
- 3 私たちにできることを一緒に考えましょう
- 4 サポートセンターあいちの支援活動

国・愛知県と名古屋市の 犯罪被害者等支援条例の動き

◇平成16年 犯罪被害者等基本法制定

目的:犯罪被害者等の権利利益の保護を図ること

◇平成30年 名古屋市犯罪被害者等支援条例 施行

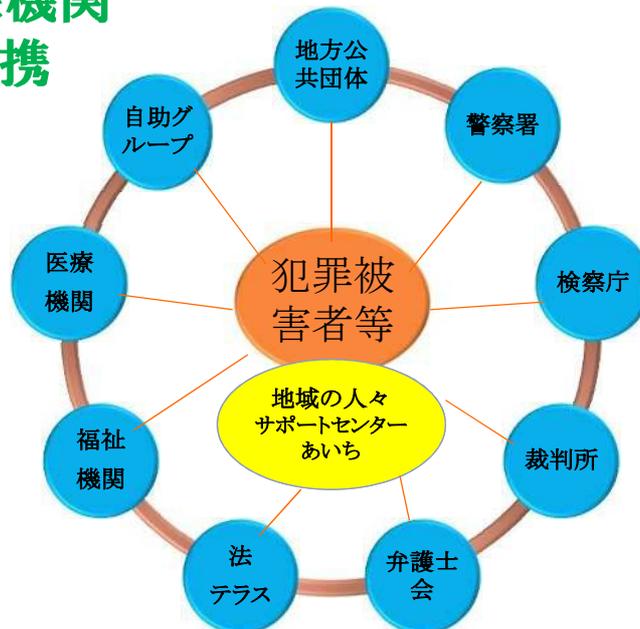
目的:犯罪被害者等の心に寄り添い、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与すること

◇令和4年 愛知県犯罪被害者等支援条例施行

目的:犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復または軽減及び生活の再建を図る。犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

5

関係機関 の連携



9

被害後の日常生活への支障

<下記は一例です>

<身体的な問題>

- ・食欲減退・不眠・頭痛・めまい・吐き気・微熱・腹痛・身体の痛み・身体のだるさ

<精神的な問題>

- ・起きたことが現実だと受け入れられない・集中力がなくなる・感情のコントロールが難しくなる
- ・物音に敏感になる・また被害に遭うのではないかとびくびくする

- <周囲の人から受ける問題> ・無責任な噂に傷つく
- ・人目が気になり外出できなくなる・心情に添わない安易な励ましや慰めに傷つく・まわりに心情を話しても理解されない
- 社会的な孤立

7

「二次的被害」を ご存知でしょうか

二次的被害とは・・・

犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。

名古屋市犯罪被害者等支援条例より

8

二次的被害は なぜ起きるのでしょうか？

- ・被害者の抱える現状に対しての誤解や無理解
- ・被害者支援に関する情報不足
- ・自分の価値観で判断
- ・被害者への偏見(誤った認識)
- ・自分は被害に遭わないという思い込み

9

一緒に考えてみましょう <仮想事例>

近所の友人が、青信号の横断歩道を渡っていたところ、左折してきたトラックに接触し全治1か月の大けがを負いました。最近退院したと聞きました。友人には小学校低学年の子どもがいます。

あなたは、この友人にどのような言葉がけをしますか？また今後どのようなことができるか考えてみましょう。

10

心情に添わない不適切な 言葉や態度の例 I

- *時期や状況、関係性によっても感じ方は異なることに留意の上参考にしてください
- ・「この程度のケガで済んでよかったね」
 - ▣励ましのつもりでも、被害に遭うことによる心身への衝撃は計り知れません。事件を小さくとらえたり比べないでください
- ・「どうして車が来てないか確認しなかったの？」の問いかけは行動を責める言葉になります。▣被害者はご自分が悪くなくても、ご自分を責めがちです。罪責感を強めないでください。悪いのは加害者です

11

心情に添わない不適切な 言葉や態度の例 II

- ・「いつまでも泣いていないで、もう忘れた方がいいよ」▣忘れることはできません
- ・よそよそしく遠巻きにする態度
- ・個人的な興味関心で根掘り葉掘り聞く
- ・被害者から聞いたことを本人の了解なしに他の人に伝える

- ▣自分がされたら、嫌なことは人にもしない言葉がけや行動する前に考えてください

12

うれしかった言葉や態度の例

*常に気にかけて見守っていることを言葉や態度で表してくれた

- ・ただ黙って話を何回でも聴いてくれた
- ・一緒に泣いてくれた
- ・被害前と同じ態度で接してくれた
- ・買い物や夕食のおかずを届けてくれた
- ・学校や町内の役を一緒に手伝ってくれた
交代してくれた■勝手に代わらない
- ・人目が気になり外出できなかった時、友人がランチに誘ってくれた

13

心に寄り添った

まわりの温かさが回復を助けます

- ・被害前の人間関係の延長でできることを考えましょう
- ・負担なくできる具体的な手助けを考えてみましょう。できない約束をしないこと
- ・地域の役立つ情報を調べて伝える
- ・適切な相談窓口を教える



- ・名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口
- ・愛知県犯罪被害者等総合的対応窓口
- ・被害者サポートセンターあいち

14

サポートセンターあいちの パンフレットをお渡しください

* 犯罪被害者等早期援助団体として愛知県公安委員会から指定を受けた民間支援団体

◇心の不調

専門家に話を聴いてもらいたい

▣臨床心理士によるカウンセリング

◇弁護士による法律相談 ▣電話・面接

◇付き添い

警察署・検察庁

裁判・証人出廷・代理傍聴

◇交通事故ご遺族の自助グループ例会

15

地域の皆様の
支えが必要です



最後に・・・

犯罪被害者等の心に寄り添い、
地域社会で孤立させないように
それぞれの立場でできることを考え
皆で支えていきましょう

ご清聴ありがとうございました

犯罪被害者を 学ぼう会

参加費
無料

もし、あなたの大切な人が
事件・事故にあってしまったり?!

残念ながら、日々、様々な事件・事故が発生しています。
被害者の多くは十分な支援を受けられず、
地域社会において孤立することを余儀なくされています。
第一義的責任を負うのは加害者ですが、
社会全体で犯罪被害者等を支えていく必要があります。

もし、「あなた」が、また「あなたの大切な人」が「事件・事故にあってしまったり」
どうなってしまうのか。その時「何ができる」か「何をすべき」でしょうか。

実際に被害に遭われたご遺族のお話を聞き、
みなさん一緒に考えてみましょう。

Web
配信あり

令和7年

10/21(火) 午後2時00分～4時00分

※受付は午後1時30分～

プログラム

午後2:00	開会 ※午後1時30分から受付
	講演「闇サイト殺人事件の被害者遺族となって」 磯谷 富美子 氏 ＜犯罪被害当事者ネットワーク 緒あしす＞
	支援の現場から 二次的被害について ＜被害者サポートセンターあいち＞
午後4:00	閉会

※実施順序は変更となる場合があります。

会場 守山文化小劇場
(守山区小幡南一丁目24番10号 アクロス小幡3階)
※お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

対象 どなたでも参加できます **申込方法は裏面**

参加方法 会場参加又はWeb配信参加
※どちらも事前申込みが必要です。[会場定員:200名]
※会場参加は、定員超過でお断りさせていただく場合があります。
※定員内であれば、改めてご連絡は致しませんので、
当日ご来場ください。

事前申込期限 Web参加申込期限 令和7年10月14日(火)
会場参加申込期限 令和7年10月20日(月) 必着

※会場参加は、席に余裕がある限り、事前申込がなくても当日参加することができます。
(会場準備のためできる限り事前にお申込みください。)

同時開催：犯罪被害者支援パネル展～ねがい～



重要

台風等により、開催方法が変更となる場合があります。

開催方法の変更の有無は、10月21日 午前8時から、
「名古屋おしえてダイヤル」(☎953-7584) にて、
ご案内しますので、来場前に必ずご確認ください。
名古屋おしえてダイヤルウェブサイトでもご確認ください。
<https://faq.city.nagoya.jp/faq/detail.aspx?id=2693>



Web配信参加のお申込み

お申し込み
方法

1 名古屋市電子申請サービスでお申し込みの場合

右の二次元コードよりお申込みください。「名古屋市電子申請サービス」より「第2回 犯罪被害を学ぶ会」と検索いただきましてもお申込みできます。



2 電子メールでお申し込みの場合 *申し込みアドレスは、会場参加と同じアドレスとなっています。

<申込み先> a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

お送りいただくメールの件名を「**犯罪被害を学ぶ会2 (10月21日)**」として、氏名・住所・電話番号に加えて、「**Web配信参加申込**」と明記してください。
また、今後名古屋市から犯罪被害者等支援に関する情報提供を希望される場合はその旨記載してください。
*Web配信での参加に定員はありませんので、お申込みいただいた方には10月17日(金)までにアクセスURLをお送りします。

会場参加のお申込み

1 名古屋市電子申請サービスでお申し込みの場合

右の二次元コードよりお申込みください。「名古屋市電子申請サービス」より「第2回 犯罪被害を学ぶ会」と検索いただきましてもお申込みできます。



2 FAXでお申込みの場合

<FAX送信先> **052-972-6453**

下記の参加申込書にご記入の上、上記あてFAX送信してください。

第2回犯罪被害を学ぶ会 10月21日開催 (守山文化小劇場)			
住 所	〒		
ふりがな 名 前		電話番号	
電子メールアドレス			
今後、名古屋市からの犯罪被害者等支援に関する情報提供に <input type="checkbox"/> 希望する ⇒ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 郵送 ついてお知らせください。<年1~2回>(レ点をお付けください。) <input type="checkbox"/> 希望しない			

3 電子メールでお申し込みの場合

<申込み先>

a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

お送りいただくメールの件名を「**犯罪被害を学ぶ会2 (10月21日)**」として、下記の内容を入力して送信してください。
①住所 ②お名前(ふりがな) ③電話番号
④電子メールアドレス
⑤今後、名古屋市からの犯罪被害者等支援に関する情報提供の有無
(希望するまたは希望しないとお答えください)

4 はがきでお申し込みの場合

 460-8508 名古屋市スポーツ市民局 人権施策推進課 行	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
犯罪被害を学ぶ会2 (10月21日) に会場参加を申し込みます。 ①お名前(ふりがな) ②ご住所 ③電話番号 ④電子メールアドレス *お持ちの方 ⑤情報提供の有無 *犯罪被害者等支援に関する情報提供を希望するかどうか、お知らせください。「希望する」、または「希望しない」とご記入ください。	

<おもて>

<うら>

主催
お問い合わせ

名古屋市スポーツ市民局人権施策推進課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話052-972-2582 FAX 052-972-6453
電子メール a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

お電話でのお問い合わせ：8時45分~17時30分(土曜・日曜・祝日除く)

犯罪被害者やそのご家族のご存知ですか、私たちにできることがあります

第2回 犯罪被害者等

入場無料

支援を考える講座

2025年 **10月31日**(金)

13:30~16:00
(開場:13:00~)

会場 図書館交流プラザ りぶら

愛知県岡崎市康生通西4-71



第1部

- ❁ ご挨拶 被害者サポートセンターあいち会長 蜂須賀太郎
岡崎市 市民安全部長
- ❁ 犯罪被害者家族講演
講師 愛知県立佐織特別支援学校教諭 則竹崇智
「ながらスマホ運転は危険運転」あれから9年~今も敬太とともに~



第2部

- ❁ 犯罪被害者支援の充実に向けて
岡崎市 市民安全部 防犯交通安全課長
被害者サポートセンターあいち 支援活動委員長 小島きぬ子



岡崎市の被害者支援条例制定にともなう「岡崎市犯罪被害者等のための総合窓口」拡充の様子、被害者サポートセンターあいちの対応とその関わり、二次被害や愛知県の「多機関ワンストップサービス体制」などをテーマに意見交換をします。

❁ ほっとひといき (ジャズのステージ)

演奏者 高野正幹 (Ts, Ss)、大軒聖子 (pf)、土田邦雄 (Bass)

スタンダードから昭和歌謡のアレンジまで幅広く聴かせるマサ高野ジャストリオ。多くの人の精神性、叙情性に沿う演奏であなたの心を癒します。

❁ 犯罪被害者パネル展

NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク「緒あしす」
TAV交通死被害者の会

(敬称略)



←お問い合わせ・申込み先 定員280名
052-232-7834

主催 公益社団法人 愛知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
被害者サポートセンターあいち

共催 岡崎市

後援 愛知県、愛知県警察、愛知県被害者支援連絡協議会
岡崎警察署被害者支援連絡協議会



名古屋市犯罪被害者等支援条例(概要)

- ・犯罪とは、刑罰法令に規定されている犯罪の構成要件に該当する行為をいいます。(第2条)
※殺人等の故意犯だけでなく、交通事件等の過失犯についても犯罪に該当します。
- ・市、市民、事業者及び関係機関は二次的被害の発生防止に最大限配慮しなければなりません。(第3条)
- ・「市」は、関係機関との役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保・育成を実施しなければなりません。(第4条)
- ・「市民」は、犯罪被害者等の置かれている状況の理解を深め、地域社会で孤立させないように努めなければなりません。(第5条)
- ・「事業者」は、犯罪被害者等の就労・勤務に十分配慮するよう努めなければなりません。(第6条)



市民のみなさんが、 安全で安心して暮らせる 地域社会の実現のために

この条例は、市の施策の基本となる事項を定め、被害者が必要とする施策を総合的に推進するとともに、被害者の心に寄り添い、権利利益を保護することを目的に作られました。市としての被害者への支援はもちろん、関係機関とも連携して支援させていただきます。

また、被害後に発生する二次的被害の発生防止のためにも、多くの方に犯罪被害について理解いただけるよう取り組んでまいります。

他人ごとではなく、社会全体で被害者が抱える様々な問題を解決していきましょう。



名古屋市の犯罪被害者等支援のご案内

ひとりで悩まないで
いっしょに考えさせてください。

犯罪被害者等 支援

まずはお電話ください。

名古屋市犯罪被害者等 総合支援窓口

電話 052-972-3042

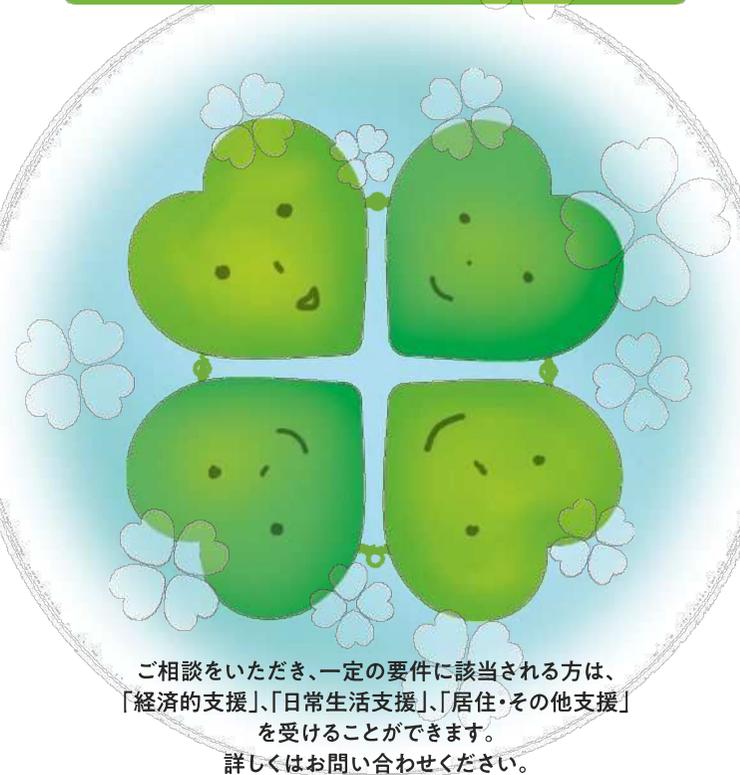
月～金曜日 8:45～17:30
(祝日・年末年始を除く)

FAX. 052-972-6453

E-mail. a2582@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

総合支援窓口でお手伝いできること

- ・犯罪被害等により生じた不安や問題などの相談におこたえします。
※面談は電話等での相談の上、必要に応じて予約制で行います。
- ・おひとりで不安な場合、区役所などへの手続きに同行します。
- ・ごいっしょに、本市の支援事業への申し込み受付を行い、支援を提供します。
- ・状況に応じて、関係機関をご案内します。



ご相談をいただき、一定の要件に該当される方は、「経済的支援」、「日常生活支援」、「居住・その他支援」を受けることができます。
詳しくはお問い合わせください。

名古屋市

名古屋市公式ウェブサイト
「名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口」



経済的支援

◆支援金



犯罪被害により当面必要となる経費に充てるため、死亡した場合に30万円、重傷病等*の被害を受けた場合に10万円を支給

- ◆死亡、又は重傷病等*の被害
- ◆一定の費用を差し引いた現金・預貯金などの資産額が200万円未満である
- ◆自賠償保険(共済)の適用が受けられない
- ◆犯罪発生の日から1年以内の申請

◆見舞金



遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにもかかわらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給

- ◆死亡の被害
- ◆約定通りに支払がなかった日から起算して、3か月以内に支払がない
- ◆上記状況から1年以内の申請

*重傷病等:全治1月以上の加療を要する被害(医師の診断書)、又は不同意性交等罪、監護者性交等罪の被害

日常生活支援

◆ホームヘルプサービス



犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へヘルパーを派遣し、家事・育児・介護の支援を行う(複数の居宅への派遣可能、合計78時間以内)

- ◆死亡、又は重傷病等*の被害
- ◆派遣先は名古屋市内の居宅
- ◆犯罪発生の日から1年以内の派遣

◆配食サービス



犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へ、食事を配達(複数の居宅への配達可能、1日1回配達)

- ◆死亡、又は重傷病等*の被害
- ◆配達先は名古屋市内の居宅
- ◆犯罪発生の日から1年以内で最大30日間

居住・その他支援

市営住宅のあっせん・目的外使用



犯罪等により現在の住居に居住できなくなった場合に、優先的又は一時的な市営住宅の提供

- ◆犯罪等により収入が減少し生計維持が困難
- ◆犯罪等により、居住し続けることが困難
- ◆市営住宅への入居資格を有する(あっせんのみ)

一時避難施設宿泊制度



犯罪等により身の危険がある、もしくは現在の住居に居住することが困難になった市民に、一時的な宿泊場所を提供

- ◆愛知県警察の一時避難場所の確保に係る公費負担制度を受けている

◆精神医療支援



犯罪被害により精神医療機関に受診した場合、医療費の自己負担分の半額を支給

- ◆受診者が市民
- ◆自立支援医療等の適用を受けていない
- ◆初診から1か月以内の医療費

- ◇印の付いた支援事業については、平成30年4月1日以降に発生した犯罪について適用します。
- 支援事業ご利用にあたって、「名古屋市に住居票がある方」で「被害届が提出されているなど、被害事実が客観的に確認できること」が共通して必要な要件となります。
- 支援の対象となるのは犯罪被害者本人と、その被害者の家族・遺族及び親族(被害者の配偶者(事実婚等を含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等)です。
- 同居の家族・親族間での犯罪については、基本的に適用できません。
- その他、支援事業ごとについていくつか必要な要件がございますので詳細については、まずは総合支援窓口にご相談ください。
- 支援事業をご利用いただく際には、総合支援窓口で申請手続きを行っていただきます。

犯罪被害(交通犯罪を含む)にあわれた方々をみんなで支えていきます。

市内の関係機関のご案内

さまざまな関係機関がお互いに連携協力して、支援に取り組みます。

愛知県警察 犯罪等の被害にあわれたら、まずは最寄りの警察署にご相談ください。

被害者サポートセンターあいち 相談専用TEL.052-232-7830
(愛知県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」)

犯罪(殺人、傷害、性犯罪等)や交通事故などにあわれた方、ご家族、ご遺族への支援活動(電話相談、カウンセリング、裁判所への付添など)を実施。

法テラス愛知(日本司法支援センター) TEL.0120-079714

刑事手続きに関する情報提供や、犯罪被害者等支援の経験・理解のある弁護士紹介、被害者参加人のための国選弁護士制度などを実施。

名古屋地方検察庁(被害者ホットライン) TEL.052-951-4538

専用電話を設け、被害者支援員が、被害者の方からの被害相談や事件に関する問合せに対応。

愛知県弁護士会 TEL.052-203-1651

無料電話相談や、一定の重大な犯罪の被害者の方に対し、一回限り、弁護士が無料で面接して手続きなどを説明する制度を実施。

名古屋地方裁判所 TEL.052-203-8918

犯罪被害者等への刑事裁判における優先的傍聴の配慮や、事件記録の閲覧・コピー、被害者参加制度などのご案内。

名古屋配偶者暴力相談支援センター TEL.052-351-5388

配偶者からの暴力被害者の保護のため、相談、自立支援、保護命令の申立てに関する支援や関係機関との総合的な調整を実施。

自動車事故対策機構 名古屋主管支所(ナ斯巴) TEL.052-218-3017

自動車事故で、重度の後遺障害が残った方への介護料の支給や、交通遺児などへの生活資金の無利子貸付や友の会の運営などを実施。

性暴力救援センター日赤なごや なごみ TEL&FAX.052-835-0753
(性犯罪・性暴力被害者支援窓口 全国共通短縮ダイヤル#8891)

24時間365日、性暴力被害者に対する相談・診察・緊急避妊・検体採取など、医療・司法・行政・福祉・教育にわたる総合支援をワンストップで実施。

名古屋市消費生活センター TEL.052-222-9671

多重債務等の消費生活に関する相談を実施。

被害にあわれた方へ

事件や事故にあうと、最初のうちは心や身体に大きな変調をきたしてしまう場合があります。

- ・食欲がなく眠れないことはありませんか？
- ・緊張や動悸はありませんか？
- ・下痢や吐き気などの症状はありませんか？

事件・事故そのものがどうしても信じられず悲しむことさえもできずに過ごされている方もいます。

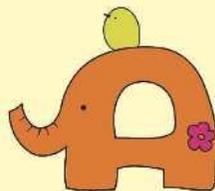
これは決しておかしいことではありません。

突然の大きな衝撃を受けた後には誰にでも起こりうる自然な反応なのです。



感情を抑えていませんか
自分を責めたりしていませんか

どうかおひとり
で悩まないでください



マスコット
キャラクター
「あいちゃん」



公益社団法人 被害者サポートセンターあいち

誰でも被害者となりうる社会で、被害者の置かれている現状や支援の必要性の高まりから、犯罪被害者等基本法の制定、被害者参加制度など、被害者の側に立った法律の制定や社会制度も徐々に整備されてきました。被害者サポートセンターあいちは、愛知県公安委員会から早期援助団体としての指定を受け、より公共性の高い活動を推進するために公益社団法人に移行しました。私たちは関係機関や行政、他の団体などと連携し適切な支援に努めてまいります。

—— 沿革 ——

平成10年 2月 営利を目的としない民間支援組織として発足
平成16年 3月 犯罪被害者等早期援助団体として愛知県公安委員会から指定される
平成23年10月 公益社団法人となり現在に至る

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目14番21号
TEL：052-232-7834
FAX：052-232-7835

HP: <https://www.higai7830.or.jp/>



わたしたちは
犯罪被害者の方や、そのご家族を
サポートしています



被害者サポートセンターあいちの活動は、企業、個人の皆様からの会費・寄付金により支えられています。

※会費・寄付金は、税額控除などの優遇が受けられる場合があります。

 この広報紙は共同募金の配分金によって作成されたものです。 2024年2月発行



電話
相談

052-232-7830

な や み ぜろ



愛知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人
被害者サポートセンターあいち

相談無料・秘密厳守

相談専用ダイヤル

なやみゼロ
☎ 052-232-7830

AM10:00～PM4:00
毎週 月～金(祝日は除く)

はい、
被害者サポート
センターあいちです。



まずは、お電話をお願いします。

被害者サポートセンターあいち(あいポート)は
このような活動を行っています。

- ♡ こころのケア
- ♡ 電話や面接による相談
- ♡ 警察・検察庁・裁判所・役所への連絡、調整
- ♡ 刑事手続きや各制度についての情報提供
- ♡ 弁護士への相談サポート
- ♡ マスコミ対応へのサポート
- ♡ 犯罪被害者等給付金支給申請の補助
- ♡ 被害者自助グループへの支援
- ♡ 社会への情報発信、啓発活動

公益社団法人 被害者サポートセンターあいち(あいポート)では、 犯罪被害者やご家族に対して様々なサポートを行います。

犯罪や交通事故などで被害を受けられた方や、ご家族、ご遺族に対して精神面でのケアや付き添いなど、直接的な支援を行うとともに、社会全体での被害者の方々への支援意識の啓発を図りながら、被害者の方の被害回復や軽減に努めることを目的とする団体です。

弁護士による法律相談 電話相談・面接相談

カウンセリング(臨床心理士)



(面接相談は要予約)

電話相談は

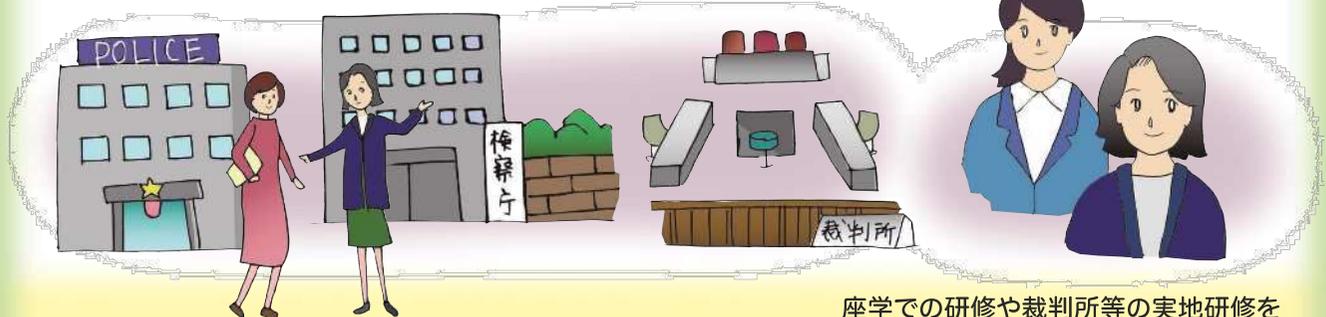
原則として、第2・第4水曜日
PM1:00～PM4:00

犯罪被害者に精通した弁護士が
相談にお答えします。

当センターまたは連携している相談室に
おいてカウンセリングを受けることができます。

付き添い活動 警察署・検察庁・裁判所

支援活動員の養成



被害届の提出や事情
聴取の時など必要に
応じて付き添います。

事情聴取などに
付き添います。

公判時の付き添いや
代理傍聴を行います。

座学での研修や裁判所等の実地研修を
継続的に行うほか、専門講師の指導を
受けながら、支援活動員の養成や日々の
向上を図っています。